

清水町選挙管理委員会告示第22号

住民投票請求署名簿の縦覧期間及び縦覧場所について

まちづくり基本条例施行規程第2条で準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条の2第3項の規定により、住民投票請求署名簿の署名の縦覧に供する期間及び場所について、次のとおり告示する。

令和8年10月7日

清水町選挙管理委員会委員長 石 原



- 1 縦覧の期間 令和8年10月8日から令和8年10月14日
※清水町の休日に関する条例により土日祝日は閉庁日であるため、縦覧はできません。
- 2 縦覧の時間 午前8時45分から午後5時30分
- 3 縦覧の場所 北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地
清水町役場庁舎2階(総務課内 選挙管理委員会事務局)